

(保 24) F

平成 31 年 4 月 16 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 吉 郎

厚生労働省が行う「要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーションの介護保険への移行状況調査」について

入院中の患者以外の患者で、標準的算定日数を経過した要介護・要支援被保険者（以下、「要介護被保険者等」という。）に対する医療保険上の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料（以下、「要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーション料」という。）に係る経過措置の終了に当たって必要な対応につきましては、平成 31 年 3 月 12 日付け（介 197）（保 310）にて担当理事あてにご連絡申し上げたところであります。

その後、厚生労働省保険局医療課において、維持期・生活期リハビリテーションから介護保険のリハビリテーションへの円滑な移行のため、関係する医療機関個々に対し、電話等により直接、情報提供や確認等を行ったところあります。

今般、添付資料のとおり、「要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーションの介護保険への移行状況調査」（FAX 調査）が、厚生労働省の委託を受けた株式会社ジャンボにより行われることとなりましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

<添付資料>

- ・「要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーションの介護保険への移行状況調査」へのご協力をお願い（平 31.4 厚生労働省保険局医療課）

平成 31 年 4 月

調査対象医療機関

開設者 様

管理者 様

厚生労働省保険局医療課

「要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーションの
介護保険への移行状況調査」へのご協力のお願い

謹啓

時下、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年3月31日をもって、要介護被保険者等に対する外来での維持期・生活期リハビリテーションの経過措置が終了となったところです。今般、要介護被保険者等に対する外来での維持期・生活期リハビリテーションの介護保険への移行状況及び移行困難な事例を把握するため、標記の調査を実施することとなりました。本調査は、「要介護被保険者等である患者に対する入院外の維持期・生活期の疾患別リハビリテーションに係る経過措置の終了に当たっての必要な対応について」(平成31年3月8日付老老発0308第2号・老振発0308第1号・保医発0308第1号)に記載された調査となり、昨年維持期・生活期リハビリテーションを算定していた医療機関に送付しております。なお、調査の集計結果については、中央社会保険医療協議会において、報告を予定しております。

つきましては、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、株式会社ジャンボが「要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーションの介護保険への移行状況調査」(厚生労働省委託調査)として実施します。また、維持期・生活期のリハビリテーションについて、お問い合わせの多い事項についての回答を合わせて送付いたします。御質問等がありましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

【連絡先】

厚生労働省保険局医療課 佐々木

Tel: 03-3595-2577

4月24日(水)までに以下の調査票をご記入の上、
FAX:045-912-0017 まで御返送をお願いします。

要介護被保険者等に対する維持期・生活期リハビリテーション
の介護保険への移行状況調査 調査票

本調査で得られた情報は、目的外には使用しません。

医療機関名	
担当者(記入者)名	

1. 2019年4月末日時点で、介護保険の維持期・生活期リハビリテーションへの移行が困難なことが見込まれる患者さんはいますか？
該当する選択肢1つに○をつけてください。

①いない

②いる



回答終了です。
FAX(045-912-0017)まで御返信をお願いします。

以下の設問にお進みください。



2. 2019年4月末日時点で、介護保険の維持期・生活期リハビリテーションへの移行が困難なことが見込まれる患者さんはおおよそ何名いますか？ 人数を数字で記載してください。

該当患者数 () 名

3. 移行が困難な理由は何ですか？
該当する選択肢に○をつけてください(複数回答可)。

- ① 患者への説明に苦慮しているから ② 居宅介護支援事業所等(ケアマネ)の相談先がわからない。
③ 通所リハビリテーションの受入先が見つからないから

④ その他(自由記載)

調査は以上となります。FAX(045-912-0017)まで御返信をお願いします。
御協力有り難うございました。

維持期・生活期リハビリテーションについての お問い合わせに対する御回答

厚生労働省保険局医療課

(問1) 平成31年4月1日以降も、入院中の要介護被保険者等(要支援・要介護認定を受けている者)である患者に対して、区分番号「H001」の注4の後段、区分番号「H001-2」の注4の後段又は区分番号「H002」の注4の後段に規定する診療料を算定することはできますか？

(答) 従前のおり、入院中の要介護被保険者等については、標準的算定日数を超えて月13単位に限り算定することができます。

(問2) 入院中の患者以外の患者であって、要介護被保険者等ではない患者に対して、標準的算定日数を超えて疾患別リハビリテーション料を算定することはできますか？

(答) 従前のおり算定することができます。

(問3) 平成31年3月中に区分番号「H001」の注4の後段及び注5、区分番号「H001-2」の注4の後段及び注5並びに区分番号「H002」の注4の後段及び注5に規定する診療料(以下「維持期・生活期リハビリテーション料」という。)を算定していた患者が、4月中に別の施設において介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションを開始した場合、4月、5月及び6月に維持期・生活期リハビリテーション料を算定することはできますか？

(答) 上記の事例の場合、4月、5月及び6月に限り、1月7単位まで算定することができます。

(問4) 疾患別リハビリテーション料を算定していない患者に対して選定療養としてリハビリテーションを実施することはできますか？

(答) 選定療養として実施することはできません。